

2020年（令和2年）4月7日

保護者様

明石市立人丸小学校
校長 西口 隆

気象警報発令時等の措置について

気象警報が発令された際及び緊急時の児童の安全確保のために、明石市教育委員会では一定の基準を設けています。その基準に基づき、次のとおりお知らせします。ご家庭におかれましても十分ご留意の上、ご指導をお願いいたします。

- (1) 午前7時現在、明石市に大雨（雪）、洪水、暴風警報などが発令中の場合は、登校を見合わせ自宅で待機させてください。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合も、引き続き自宅待機させ、学校からの連絡を待ってください。（すぐメール・ホームページで連絡）
- (3) 午前9時現在、警報が解除されない場合は、臨時休業とします。
- (4) 始業時刻以後に警報が発令された場合には、帰宅させるか、学校に待機させるかは学校で判断・決定して適切な措置をとります。（すぐメール・ホームページで連絡）
- (5) 登校前に、全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報の伝達があった場合は、登校せずに自宅で待機させてください。

- ※ 台風ならびに大雨等の恐れがある場合は、各家庭において、テレビやラジオの気象情報にご留意ください。
- ※ 家族不在の場合など、連絡をどうしたらよいか、普段から話し合っておいてください。（特に警報発令が予想されるような天候の場合）
（特別な事情がある場合は、前もって担任に連絡しておいてください。）
- ※ 給食について、
 - ・給食調理に入っている場合でも、安全上、早急に児童を下校させる必要がある場合は、給食を実施せずに下校させる場合もあります。その場合、大変申し訳ございませんが、食材費につきましても、返金することができませんので、ご了承ください。

地震発生時における措置について

[震度4以下の地震が発生したとき]

○周囲の安全を確認のうえ、通常どおり登校・学習・下校します。

[震度5弱以上の地震が発生したとき]

【登校前】

○児童は、臨時休校となります。

【登校中】

○児童は、安全に気をつけて一旦学校へ登校します。

【登校後 ～ 下校前】

○児童は、学校で待機します。

○その後の措置については、下記の明石市の基本方針に従って、学校から連絡をします。

[震度5弱以上での基本方針]

(小学校・養護学校) **保護者の方に迎えに来ていただき、引き渡します。**

(中学校・高等学校) 通学路や自宅の安全を確認したうえで、下校します。

[連絡]

- ・すぐメールや本校のホームページで、その後の動きを随時連絡しますので、学校へのお問い合わせにつきましては、緊急時以外お控えください。
- ・災害により連絡がつかない状況が発生した場合、児童は学校で待機していますので、必ず引き取りに来てください。
- ・放課後や家庭での生活の中で、地震等の災害が発生した場合の避難先や連絡方法について、保護者と子どもとで約束事を決めておいてください。
- ・通学路で危険な状態が発生した場合は、学校へご連絡ください。
- ・津波の発生が予想される場合は、高台等に避難してください。児童が学校にいる場合は高台等に避難させる場合があります。

〈お願い〉 すぐ読める場所に、お貼りください。